

食育政策の内容

食育基本法

前文

第1章 総則

- 目的(第1条)
- 基本理念(第2条～第8条)
- 関係者の責務(第9条～第13条)
- 法制上の措置等(第14条)
- 年次報告(第15条)

第2章 食育推進基本計画等(第16条～第18条)

第3章 基本的施策(第19条～第25条)

第4章 食育推進会議等(第26条～第33条)

食育推進基本計画 (第1次:平18～22) (第2次:平23～27)

第2次食育推進基本計画

はじめに

- 食をめぐる現状
- これまでの取組と今後の展開

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 重点課題
 - 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

2. 基本的な取組方針(7つの基本理念)

第2 食育の推進の目標に関する事項(11の数値目標)

第3 食育の総合的な促進に関する事項(7つの基本的施策)

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

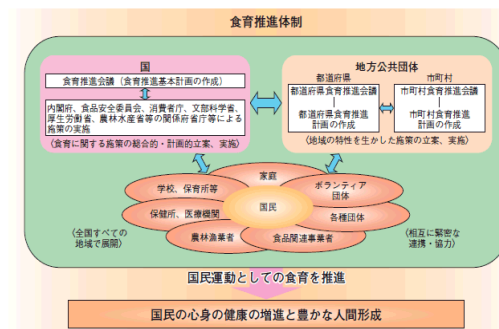
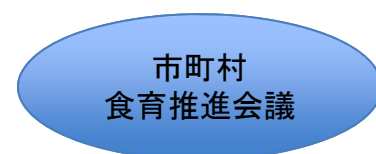
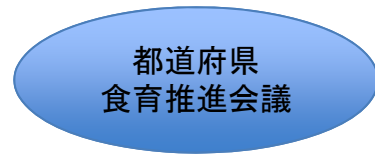
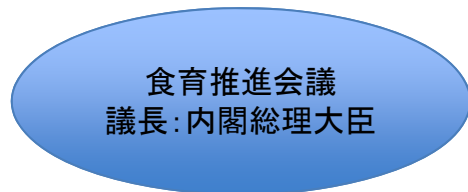
食育関連事務事業(例)

7つの基本施策と関連する主な事業例

- 家庭における食育の推進
 - 【文】子どもの生活習慣づくり支援事業(早寝早起き朝ごはん国民運動)
- 学校・保育所等における食育の推進
 - 【文】スーパー食育スクール事業
- 地域における食生活の改善のための取組の推進
 - 【厚】健康日本21(第二次)(国民健康づくり運動の推進)
- 食育推進活動の展開
 - 【内】食育理解促進(食育月間・全国大会等)
- 生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - 【農】農林漁業者による食育活動の促進
- 食文化の継承のための活動への支援等
 - 【農】消費・安全対策交付金(地域の食文化の理解促進(研修、講習、展示会))
- 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査研究、情報の提供及び国際交流の推進
 - 【内・消・厚・農】食品安全に関するリスクコミュニケーション

※ 当省の調査結果から、国の食育関連事務事業は約150

実施体制



おやこの食育教室

予算額

(単位:億円)

平17	20	23	26
56	115 (ピーク時)	29	15

(注)各府省の分類に基づき積算内数として予算化されているものを除く。